木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 10 条第 1 項の規定及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う木質ペレット燃料についての取扱業者及び外国取扱業者(以下"取扱業者等"という。)の認証の技術的基準を規定する。

- 2 製造業者(外国製造業者を含む。以下同じ。)の認証の技術的基準
- 2.1 最終製品における検査によって格付を行う場合
- 2.1.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設
- 2.1.1.1 製造施設

2.1.1.1.1 作業場

諸設備を収容し、かつ、作業を行うのに支障のない広さ及び明るさでなければならない。

2.1.1.1.2 機械器具

表 1 の左欄に掲げる機械器具であって、均衡した能力を有し、連続した生産が可能であり、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる条件に適合しているものでなければならない。

表1-木質ペレット燃料の製造に必要な機械器具

The state of the s	
機械器具	条件
粉砕機(チッパー、ハンマーミル又	木材を適当な大きさに切削又は破砕できるものであること
は一軸若しくは二軸破砕機等。粉砕	
機を使用する場合に限る。)	
乾燥機(ロータリードライヤー等。	切削又は破砕した木材を自動的に乾燥できるものであって、
乾燥機を使用する場合に限る。)	設定した含水率に均一に調整できるものであること
ペレット成型機 (ペレタイザー等)	フラットダイ又はリングダイにより切削又は破砕した木材を
	加圧及び摩擦熱により円筒状の均一なペレットに製造できる
	ものであること
冷却機(冷却機を使用する場合に限	成形後のペレットを均一に冷却及び除湿できるものであるこ
る。)	ح ا
ふるい(振動ふるい又は回転ふるい	冷却及び除湿されたペレットのうち成型不良及び微粉をふる
等。ふるいを使用する場合に限	い分けできるものであること
る。)	

2.1.1.1.3 搬送設備

各工程間における材料の流れを円滑にすることができるものでなければならない。

2.1.1.2 保管施設

製品の保管施設は、適当な広さであり、製品の品質を保持できるものでなければならない。

2.1.1.3 品質管理施設

- a) ノギス
- b) 第三者機関による検定証明を定期的に取得しない場合にあっては、a)に規定するもののほか、次に掲げる機械器 具。ただし5)に掲げる機械器具にあっては、5)によって水分を測定する場合に限る。
 - 1) ノギス
 - 2) ふるい (直径円孔径 3.15 mm のもの)
 - 3) 天びん (感量が 0.01 g 以下のもの)
 - 4) 恒温乾燥器 (送風機能付きのもの) (付属書 D 関係)
 - 5) 加熱乾燥式木質水分計(付属書 E 関係)
 - 6) ペレット試験機(付属書 H 関係)
 - 7) 天びん (感量が 0.1 g 以下のものであって, 2 kg まで測定可能なもの)
 - 8) かさ密度測定器具
 - 9) はかり (感量が10g以下のもの)

2.1.1.4 格付のための施設

- a) 検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設でなければならない。
- b) 次に掲げる機械器具を備えていなければならない。ただし、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。
 - 1) ノギス (0.1 mm の桁まで測定できるもの)
 - 2) ふるい (円孔径 3.15 mm のもの)
 - 3) 天びん (感量が 0.01 g 以下のもの)
 - 4) 恒温乾燥器 (送風機能付きのもの)
 - 5) 天びん (感量が 0.1 g 以下のものであって, 2 kg まで測定可能なもの)
 - 6) ペレット試験機(付属書 H 関係)
 - 7) かさ密度測定器具
 - 8) はかり (感量が 10g以下のもの)
 - 9) 雑器具

2.1.2 品質管理の実施方法

- a) 2.1.3.2 の品質管理責任者に、次に掲げる職務を行わせていなければならない。
 - 1) 品質管理 [外注管理 (製造, 検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における外注先の選定基準, 外注内容, 外注手続等当該外注に関する管理をいう。) を含む。以下同じ。] に関する計画の立案及び推進
 - 2) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
 - 3) 従業員に対する品質管理に関する教育訓練の推進
 - 4) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- b) 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) 原料及び製品並びに製造工程についての品質管理に関する事項
 - 2) 製造及び品質管理の機械器具の管理に関する事項
 - 3) 工程において発生した不良品及び異常についての処置に関する事項
 - 4) 苦情処理に関する事項

- 5) 品質管理記録の作成及び保存に関する事項
- 6 品質管理の実施状況についての内部監査に関する事項
- 7) 品質管理の実施状況についての認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- c) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その記録を作成及び保存していなければならない。
- d) 品質管理の結果, 製品の品質が安定していなければならない。
- e) 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知していなければならない。

2.1.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

2.1.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有する者が 2 人以上置かれていなければならない。

2.1.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認証機関が指定する講習会(以下"講習会"という。)において木質ペレット燃料の品質管理に関する課程を修了した者が1人選任されていなければならない。

2.1.4 格付の組織及び実施方法

2.1.4.1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有していなければならない。

2.1.4.2 格付の実施方法

- a) 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下"格付規程"という。)を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、2)及び5)に掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。
 - 1) 試料の抽出に関する事項
 - 2) 試料の検査に関する事項
 - 3) 格付の表示に関する事項
 - 4) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - 5) 格付のための機械器具の管理に関する事項
 - 6) 格付記録の作成及び保存に関する事項
 - 7) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 8) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- b) 試料の検査の一部又は全部を第三者に委託する場合にあっては、木質ペレット燃料の試料の検査を適正に行い 得る機械器具及び人員を備える者(役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすお それがないものに限る。)と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結 果に基づき格付を行わなければならない。
- c) 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められなければならない。

2.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

2.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する 格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが1人以上置かれていなければならない。

2.1.5.2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、**2.1.3.2** の品質管理責任者以外の者の中から講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人選任されていなければならない。

2.1.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査の全部を自ら行わない場合にあっては、2.1.5.1 の格付検査担当者及び2.1.5.2 の格付責任者に代えて、格付担当者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上置かれていなければならない。

- 2.2 製造工程における検査によって格付を行う場合
- 2.2.1 製造又は加工、保管、品質管理、格付及び確認検査のための施設
- 2.2.1.1 製造施設
 - 2.1.1.1 に規定する事項に適合していなければならない。
- 2.2.1.2 保管施設
 - 2.1.1.2 に規定する事項に適合していなければならない。
- 2.2.1.3 品質管理施設
 - 2.1.1.3 に規定する事項に適合していなければならない。
- 2.2.1.4 格付のための施設

検査結果の評価及び証票の管理のための適当な広さの施設でなければならない。

2.2.1.5 確認検査のための施設

2.1.1.4 に規定する事項を準用する。この場合において、"検査結果の評価及び証票管理のための適当な広さの施設" とあるのは "検査結果の評価のための適当な広さの施設" と、"格付のための試料の検査" とあるのは "確認検査" と読み替えるものとする。

2.2.2 品質管理の実施方法

- a) 2.2.3.2 の品質管理責任者に、次に掲げる職務を行わせていなければならない。
 - 1) 品質管理に関する計画の立案及び推進
 - 2) 内部規程の制定,確認及び改廃についての統括
 - 3) 従業員に対する品質管理に関する教育訓練の推進
 - 4) 工程に生じた異常、苦情等に係る処置及びその対策に関する指導及び助言

- b) 附属書 A に基づき JAS 0030 に規定する測定方法による確認検査を行い、製品が JAS 0030 に適合することを確認しなければならない。
- c) 2.2.3.3 の確認検査担当者を置かずに、確認検査を第三者に委託する場合にあっては、確認検査を適正に行い得る 機械器具及び人員を備える者(役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれ がないものに限る。)と委託契約を締結し、確認検査を行わせなければならない。
- d) 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。ただし、7)及び8)に掲げる事項については、確認検査を自ら行わない場合を除く。
 - 1) 原料及び製品並びに製造工程についての品質管理に関する事項 [品質管理の基準(当該基準を満たして製造することによって、JAS 0030 に規定する品質の基準に適合することが確実となるよう設定したものをいう。) 及び品質管理の基準を満たすかどうかを確認するための検査の方法 (抽出して行う場合にあっては抽出の割合を含む。) を含む。]
 - 2) 製造及び品質管理の機械器具の管理に関する事項
 - 3) 工程において発生した不良品及び異常についての処置に関する事項
 - 4) 苦情処理に関する事項
 - 5) 品質管理記録の作成及び保存に関する事項
 - 6) 確認検査の試料の抽出に関する事項
 - 7) 確認検査の試料の検査に関する事項
 - 8) 確認検査のための機械器具の管理に関する事項
 - 9) 確認検査によって不合格となった場合の原因究明及び是正処置に関する事項
 - 10) 品質管理の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 11) 品質管理の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関して必要な事項
- e) 内部規程に基づいて品質管理を適切に行い、その記録を作成及び保存していなければならない。
- f) 品質管理の結果,製品の品質が安定していなければならない。
- g) 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知していなければならない。

2.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

2.2.3.1 品質管理担当者

2.1.3.1 に規定する事項に適合していなければならない。

2.2.3.2 品質管理責任者

2.1.3.2 に規定する事項に適合していなければならない。

2.2.3.3 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあっては、確認検査担当者として、木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが 1 人以上置かれていなければならない。

2.2.4 格付の組織及び実施方法

2.2.4.1 格付の組織

格付を行う部門が、製造部門及び営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有していなければならない。

2.2.4.2 格付の実施方法

- a) 次に掲げる事項について、格付規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) 格付の検査に関する事項
 - 2) 格付の表示に関する事項
 - 3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - 4) 格付記録の作成及び保存に関する事項
 - 5) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項
 - 6 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関して必要な事項
- b) 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付される ことが確実と認められなければならない。

2.2.5 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者として、2.2.3.2 の品質管理責任者以外の者の中から、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有し、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上置かれていなければならない。

- 3 製造業者以外の取扱業者等(以下"非製造業者"という。)の認証の技術的基準
- 3.1 最終製品における検査によって格付を行う場合
- 3.1.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設
 - 2.1.1 に規定する基準に適合していなければならない。

3.1.2 品質管理の実施方法

- a) 3.1.3.2 の品質管理責任者に、非製造業者の認証に係る工場又は事業所(以下"工場等"という。)における 2.1.2 a)に規定する職務を行わせていなければならない。
- b) 工場等において、その責任者に、2.1.2 b)から e)までに規定する職務を行わせていなければならない。
- c) 次に掲げる事項について、工場等の管理の実施方法に関する規程(以下"管理規程"という。)を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) 製造又は加工、保管及び品質管理のための施設が 2.1.1 に規定する基準に適合していることの確認に関する事項
 - 2) 内部規程の整備及び定期的な見直しが行われていることの確認に関する事項
 - 3) 品質管理担当者又は製品の材面の品質検査担当者を工場等の従業員から指名する場合のこれらの者の監督に 関する事項
 - 4) 格付のための試料の検査を自ら行わない場合であって、格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の当該者の監督に関する事項
 - 5) その他工場等の管理に必要な事項
- d) 管理規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、非製造業者の管理部門の従業員に十分周知していなければならない。

3.1.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

3.1.3.1 品質管理担当者

品質管理担当者として、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有する者が工場等に 2 人以上置かれていなければならない。この場合において、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名してもよい。

3.1.3.2 品質管理責任者

品質管理責任者として、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有する者であって、講習会において 木質ペレット燃料の品質管理に関する課程を修了したものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

3.1.4 格付の組織及び実施方法

2.1.4 に規定する基準に適合していなければならない。

3.1.5 格付を担当する者の能力及び人数

3.1.5.1 格付検査担当者

格付検査担当者として、木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する 格付検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。

3.1.5.2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者であって、かつ、3.1.3.2 の品質管理責任者以外の者の中から、講習会において 木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了した者が 1 人選任されていなければならない。ただし、工場等において 格付の一部(試料の抽出等)を行う必要があると認められるときは、当該工場等に格付責任者を補佐する者として、 講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上置かれていなければならない。

3.1.5.3 格付担当者

格付のための試料の検査の全部を自ら行わない場合にあっては、3.1.5.1 の格付検査担当者及び3.1.5.2 の格付責任者に代えて、格付担当者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが非製造業者に1人以上置かれていなければならない。ただし、工場等において格付の一部(試料の抽出等をいう。以下同じ。)を行う必要があると認められるときは、当該工場等に格付担当者を補佐する者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが1人以上置かれていなければならない。

3.2 製造工程における検査によって格付を行う場合

3.2.1 製造又は加工、保管、品質管理、格付及び確認検査のための施設

2.2.1 に規定する基準に適合していなければならない。

3.2.2 品質管理の実施方法

- a) 3.2.3.2 の品質管理責任者に、工場等における 2.2.2 a)に規定する職務を行わせていなければならない。
- b) 工場等において、その責任者に、2.2.2 b)から g)までに規定する職務を行わせていなければならない。なお、2.2.2 c)中の "2.2.3.3 の確認検査担当者" にあっては、"3.2.3.3 の確認検査担当者" と読み替えるものとする。
- c) 次に掲げる事項について、管理規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。
 - 1) 製造又は加工、保管、品質管理及び確認検査のための施設が 2.2.1 に規定する基準に適合していることの確認 に関する事項。ただし、確認検査を自ら行わない場合にあっては、確認検査のための施設を除く。
 - 2) 内部規程の整備及び定期的な見直しが行われていることの確認に関する事項
 - 3) 品質管理担当者又は製品の材面の品質検査担当者を工場等の従業員から指名する場合のこれらの者の監督に 関する事項

- 4) 格付担当者を補佐する者を工場等に置く場合の当該者の監督に関する事項
- 5) その他工場等の管理に必要な事項
- **d)** 管理規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、非製造業者の管理部門の従業員に十分周知していなければならない。

3.2.3 品質管理を担当する者の能力及び人数

3.2.3.1 品質管理担当者

3.1.3.1 に規定する事項に適合していなければならない。

3.2.3.2 品質管理責任者

3.1.3.2 に規定する事項に適合していなければならない。

3.2.3.3 確認検査担当者

確認検査を自ら行う場合にあっては、確認検査担当者として、木質ペレット燃料の検査に関する知識及び技能を有する者であって、認証機関が指定する確認検査担当者技能研修を定期的に受講しているものが非製造業者に 1 人以上置かれていなければならない。

3.2.4 格付の組織及び実施方法

2.2.4 に規定する基準に適合していなければならない。

3.2.5 格付を担当する者の能力及び人数

格付担当者として、3.2.3.2 の品質管理責任者以外の者の中から、木質ペレット燃料の品質管理に関する知識及び技能を有し、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが非製造業者に 1 人以上置かれていなければならない。ただし、工場等において格付の一部を行う必要があると認められるときは、当該工場等に格付担当者を補佐する者として、講習会において木質ペレット燃料の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上置かれていなければならない。

附属書 A (規定) 確認検査の方法

- A.1 この検査方法は、木質ペレット燃料の確認検査について適用する。
- A.2 検査は、抽出して行う。
- A.3 抽出の割合等及び確認検査に係る判定の基準は、A.4 から A.5 に定めるところによる。

A.4 第1種検査方法

A.4.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に適合させようとする 10 日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から JAS 0030 の B.5 に定める数量を抽出する。

A.4.2 確認検査に係る判定の基準

JAS 0030 の 6.1, 6.2, 6.4, 6.5 及び 6.7 によって試験を行い、その結果、JAS 0030 の 5.1 によって合格又は不合格を判定する。

A.5 第2種検査方法への移行

A.4 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものが連続して 5 回合格して格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**A.6** に定めるところによる。

A.6 第2種検査方法

A.6.1 抽出の割合等

A.4.1 の規定を準用する。この場合において、**A.4.1** 中 "製造条件" とあるのは "**A.5** の規定によって検査が **A.6** に 定めるところによることとなった木質ペレット燃料の製造条件" と、"10 日分" とあるのは "30 日分" と読み替える ものとする。

A.6.2 確認検査に係る判定の基準

A.4.2 の基準を準用する。

A.7 第1種検査方法への移行

A.6 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**A.4** に定めるところによる。

制定等の履歴

制 定:令和5年6月15日農林水産省告示第745号

制定文、改正文、附則等(抄)

令和5年6月15日農林水産省告示第745号 令和5年7月15日から施行する。